

桑名市選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月20日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所の開閉時刻を次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第2項の規定により告示する。

令和7年6月24日

桑名市選挙管理委員会委員長 古賀 立

開閉時刻

期日前投票所施設	期 間	期日前投票所を 開く時刻	期日前投票所を 閉じる時刻
桑名駅自由通路	令和7年7月14日から 同年7月18日まで	午後5時	午後8時
桑名市大山田まちづくり拠 点施設2階	令和7年7月18日から 同年7月19日まで	午前8時30分	午後5時

備考 上記以外の期日前投票所の開く時刻は午前8時30分、閉じる時刻は午後8時とする。